

財務省告示第二号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十七年十二月十四日に買入消却した国
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十八年一月六日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名称	記号	総額 面金額の 総額	額 価格たり金額百円 買入
年債利付国庫券（十庫）	第二百三回	五百五十一億 円	銭百三 厘円六十六
〃	第二百四回	十六億 円	百三 厘円十六銭
〃	第二百四回	千九百八十九 億 円	百三 厘円十七銭
〃	第二百九回	四十億 円	百四 厘円八十七
〃	第二百十回	百億 円	銭四 厘円五十四
〃	第二百十回	三百五億 円	百四 厘円五十四
合 計		三千一億 円	